目　　　　　次

第１　許可方針 　[１－１](#link1)

第２　一般的許可基準

　１　占用物件の一般的許可基準 [２－１](#link2)

　２　地上占用物件の一般的許可基準 　２－１

　３　地下占用物件の一般的許可基準 　２－１

第３　個別的許可基準

　１　法第３２条第１項第１号に掲げる工作物

(１)　　電柱及び電話柱　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(１)－１](#link301011)

　　(２)　　街路灯　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(２)－１](#link301021)

　　(３)　　共同アンテナ柱　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(３)－１](#link301031)

　　(４)　　電線（地上電線・地上電話線・地上通信ケーブル）　　　　　　　　　[３－１－(４)－１](#link301041)

　　(５)　　有線音楽放送線、有線テレビ用ケーブル、共同アンテナ用ケーブル　　[３－１－(５)－１](#link301051)

　　(６)　　郵便差出箱（郵便ポスト）、公衆電話所　　　　　　　　　　　　　　 [３－１－(６)－１](#link301061)

　　(７)　　公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機　　　　　[３－１－(７)－１](#link301071)

　　(８)　　広告塔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(８)－１](#link301081)

　　(９)　　フラワーボックス　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(９)－１](#link301091)

　　(10)　　公共掲示板　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(10)－１](#link301101)

　　(11)　　カーブミラー　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(11)－１](#link301111)

　　(12)　　石碑、モニュメント等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(12)－１](#link301121)

　　(13)　　ベンチ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(13)－１](#link301131)

(13)－２　ベンチ（大阪府都市整備部の行う資産有効活用事業にかかるもの）　 [３－１－(13)－２](#link301132)

（14）　　上屋　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(14)－１](#link301141)

（15）　　無線基地局（主に５Ｇ無線基地局）　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(15)－１](#link301151)

（16）　　蓄電池　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(16)－１](#link301161)

（17）　　防犯カメラ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(17)－１](#link301171)

（18）　　電気自動車等用充電機器　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－１－(18)－１](#link301181)

　２　法第３２条第１項第２号に掲げる物件

（１）　　水管（水道管、工業用水道管）　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－２－（１）－１](#link302011)

（２）　　下水道管　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－２－（２）－１](#link302021)

（３）　　ガス管　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－２－（３）－１](#link302031)

（４）　　地下電線類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－２－（４）－１](#link302041)

（５）　　石油管　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－２－（５）－１](#link302051)

（６）　　その他の管類（排水管、水路等）　　　　　　　　　　　　　　　　[３－２－（６）－１](#link302061)

　３　法第３２条第１項第３号に掲げる施設

（１）　　　鉄道、軌道、索道　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－３－（１）－１](#link303011)

　４　法第３２条第１項第４号に掲げる施設

（１）　　アーケード　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－４－（１）－１](#link304011)

（２）　　日よけ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－４－（２）－１](#link304021)

　５　法第３２条第１項第５号に掲げる施設

（１）　　地下街（これと一体となる地下駐車場、地下歩道を含む）　　　　[３－５－（１）－１](#link305011)

（２）　　地下駐車場　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－５－（２）－１](#link305021)

（３）　　地下通路　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－５－（３）－１](#link305031)

（４）　　上空通路　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－５－（４）－１](#link305041)

（５）　　横断歩道橋　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－５－（５）－１](#link305051)

（６）　　通路　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－５－（６）－１](#link305061)

（７）　　通路橋　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－５－（７）－１](#link305071)

　６　法第３２条第１項第６号に掲げる施設

（１）　　露店等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－６－（１）－１](#link306011)

（２）　　ゴミ置場、コインロッカー等　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－６－（２）－１](#link306021)

　７　政令第７条第１号に掲げる物件

（１）　　添加看板　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 [３－７－（１）－１](#link307011)

（１）－２　添加看板

（地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とするもの）

[３－７－（１）－２](#link307012)

（２）　　　突出看板 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 [３－７－（２）－１](#link307021)

（３）　　　看板・掲示板

（大阪府都市整備部の行う資産有効活用事業にかかるもの）　　[３－７－（３）－１](#link307031)

（４）　　　バス停標識（電照式を除く）　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－７－（４）－１](#link307041)

（５）　　電照式バス停留所標識　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－７－（５）－１](#link307051)

（６）　　消防水利標識　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－７－（６）－１](#link307061)

（７）　　駐車場案内標示板　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－７－（７）－１](#link307071)

（８）　　その他の標識　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－７－（８）－１](#link307081)

（９）　　旗ざお　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－７－（９）－１](#link307091)

（10）　　横断幕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－７－（10）－１](#link307101)

（11）　　アーチ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－７－（11）－１](#link307111)

　８　政令第７条第２号に掲げる物件

　　（１）　　　太陽光発電設備及び風力発電設備　　　　　　　　　　　　　　　[３－８－（１）－１](#link308011)

　９　政令第７条第３号に掲げる物件

　　（１）　　　津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設　　[３－９－（１）－１](#link309011)

　10　政令第７条第４号に掲げる物件

（１）　　　建築作業用工作物

（工事用板囲、足場、掛出し、跨道構台、落下防止施設等）　　　[３－10－（１）－１](#link310011)

（２）　　工事用詰所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－10－（２）－１](#link310021)

　11　政令第７条第５号に掲げる物件

（１）　　　材料（土石、材木、瓦その他の工事用材料）置場　　　　　　　　[３－11－（１）－１](#link311011)

　12　政令第７条第６号に掲げる物件

（１）　　　仮設店舗、仮設建築物　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－12－（１）－１](#link312011)

　13　政令第７条第７号に掲げる物件

（１）　　仮設建築物　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－13－（１）－１](#link313011)

　14　政令第７条第８号に掲げる物件

（１）　　食事施設等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－14－（１）－１](#link314011)

　15　政令第７条第９号に掲げる物件

（１）　　トンネルの上に設ける物件　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－15－（１）－１](#link315011)

（２）　　高架道路の路面下に設ける物件　　　　　　　　　　　　　　　　[３－15－（２）－１](#link315021)

16　政令第７条第11号に掲げる物件

（１）　　応急仮設住宅　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－16－（１）－１](#link316011)

17　政令第７条第12号に掲げる物件

（１）　　　自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるために必要な

車輪止め装置その他の器具　　　　　　　　　　　　　　　　　[３－17－（１）－１](#link317011)

大阪府道路占用許可基準

第１　許可方針

　　道路は、一般交通の用に供する目的で多額の費用をもって設けられた公共施設であるから、その本来

　の目的を阻害するおそれのある道路占用はみだりに認めるべきではない。よって、安全で快適な道路環

　境の確保を図るために、十分な公共性と安全性を備え、かつ、無用な道路の掘り返しを防止するための

　地下埋設物地方連絡協議会等で検討されたもので、真にやむを得ないもののみ許可するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１－１

第２　一般的許可基準

　１　占用物件の一般的許可基準

　　　　道路の敷地外に余地がないため、やむを得ないものであること。

　２　地上占用物件の一般的許可基準

　　⑴　相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水

　　　等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものであること。

　　⑵　設置場所、構造及び色彩等は、信号機、道路標識、区画線及び道路標示の効用を妨げないもので

　　　あり、かつ、消防活動の支障とならないものであること。

　３　地下占用物件の一般的許可基準

　　⑴　堅固で耐久力を有するとともに、道路又は他の占用物件の構造に支障を及ぼすおそれがないもの

　　　であること。

　　⑵　車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。

　　⑶　昭和42年２月９日付け道内第1393号「舗装道路の掘り返し規制について」及び昭和46年７月

20日付け道内第 284号「地下埋設物件の明示方法について」を遵守すること。

　　⑷　工事実施上又は保安上支障のない限り、相互に接近していること。

　　⑸　地面又は地面にある占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。

　　⑹　地下埋設物件の位置は、原則として別図のとおりとすること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２－１

（別　図）

地下占用物件の埋設位置許可基準図

（１）

（２）

（３）

　　　　　　　埋設位置許可基準箇所。ただし、道路を横断して埋設する場合を除く。

　　　　　　　その他、個別的許可基準に特に定めがある場合は、これを遵守する。

２ － ２

第３　個別的許可基準

１　法第３２条第１項第１号に掲げる工作物

（１）　電柱及び電話柱

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、路端寄り（法敷のある道路にあっては法敷）に設ける 　こと。ただし、歩車道の区別がある道路で、やむを得ない場合は、下 　記により歩道上の車道寄りに設けることができる。 　⑴　歩道の幅員が 2.5ｍ未満である場合は、歩道上の歩車道境界線に 　　接した位置に設けること。 　⑵　歩道の幅員が 2.5ｍ以上である場合は、歩道上の車道寄りに、歩 　　車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて設けること。 ２　同一路線に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩車道の区別 　のない道路にあって、その対側に地上物件がある場合には、これと８ 　ｍ以上の距離を保たせること。ただし、道路が交差し、接続し、又は 　屈曲する場所においてはこの限りではない。 |  |
|  占用の態様 |  １　電柱の脚ていは、路面から 1.8ｍ以上の高さ（道路法施行令第14条）に、道路に平行して設けること。 ２　支線又は支柱を設置する場合は、安全標示施設を取り付けること。 ３　側溝に建柱する場合は、その断面を侵さないよう、側壁に割り込ん 　で設けること。 |
|  占用期間 |  　　１０年（道路法施行令第９条） |
|  　その他 |  １　10大放射３環状線及びこれと同等以上の機能を有し、都市計画の幅 　員どおり完成している道路においては、原則として設置を認めない。 ２　電柱の新設又は建替を行う場合において、他の柱類に電線等を共架 　することができる場所には、単独柱の占用を認めない。 ３　電線等は極力地中化すること。 |

①　道構令第１２条建築限界　0.25

②　道路構造物道路付属施設標準設計

３－１－⑴－１

（２）　街路灯

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、路端寄り（法敷のある道路にあっては法敷）に設ける 　こと。ただし、歩車道の区別がある道路で、やむを得ない場合は、下 　記により歩道上の車道寄りに設けることができる。 　⑴　歩道の幅員が 2.5ｍ未満である場合は、歩道上の歩車道境界線に 　　接した位置に設けること。 　⑵　歩道の幅員が 2.5ｍ以上である場合は、歩道上の車道寄りに、歩 　　車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて設けること。 ２　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所には設けないこと。 |  |
|  占用の態様 |  １　灯具の最下部と路面との距離は 4.7ｍ以上とすること。ただし、本 　府の街路照明設置計画のある箇所では原則として 8.0ｍ以上とし、ま 　た、歩道上にあっては 2.5ｍ以上とすることができる。 ２　街路灯間の配線は原則として地下に埋設すること。 ３　灯柱は原則として金属製とし、形状、色彩等は同一街区にあっては 　統一すること。 ４　電灯は白熱灯、蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯とし、連続して設置 　する場合は路面の照度を均等にすること。 ５　地下根入れは灯柱全体の長さの６分の１以上とすること。 ６　灯柱は、原則として他の支持柱に兼用しないこと。 ７　灯柱には必要最小限の大きさで占用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　 地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずる者が地域振興 　又は防犯のために設けるものに限り許可することができる。 |

３－１－⑵－１

（３）　共同アンテナ柱

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、路端寄り（法敷のある道路にあっては法敷）に設ける 　こと。ただし、歩車道の区別がある道路で、やむを得ない場合は、下 　記により歩道上の車道寄りに設けることができる。 　⑴　歩道の幅員が 2.5ｍ未満である場合は、歩道上の歩車道境界線に 　　接した位置に設けること。 　⑵　歩道の幅員が 2.5ｍ以上である場合は、歩道上の車道寄りに、歩 　　車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて設けること。 ２　同一路線に係る共同アンテナ柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩 　 　は、これと８ｍ以上の距離を保たせること。ただし、道路が交差し、 　接続し、又は屈曲する場所においてはこの限りではない。 ３　側溝に建柱する場合は、その断面を侵さないよう、側壁に割り込ん 　で設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　脚ていは、路面から 1.8ｍ以上の高さに、道路に平行して設けるこ 　と。 ２　支線又は支柱を設置する場合は、安全標示施設を取り付けること。 ３　地下根入れは柱全体の長さの６分の１以上とすること。 ４　 　と。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　電波障害対策のために、被害住民、建築物所有者、建築物管理人等 　により構成される非営利的団体が設けるものに限り許可することがで 　きる。 ２　10大放射３環状線及びこれと同等以上の機能を有し、都市計画の幅 　員どおり完成している道路においては、原則として設置を認めない。 ３　共同アンテナ用ケーブルを他の柱類に共架することができる場所に 　は、単独柱の占用は認めない。 |
|  |  |  |  |

３－１－⑶－１

（４）　電線（地上電線・地上電話線・地上通信ケーブル）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　電線の最下部と路面との距離は５ｍ以上とすること。ただし、既設 　電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は 　交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.7ｍ以上、歩道 　上においては 2.5ｍ以上とすることができる。 |  |
|  占用期間 |  １　電気事業法の適用を受けるもの及び電気通信事業者がその事業の用に供するものは１０年 ２　その他のものは５年 |
|  　その他 |  １　10大放射３環状線及びこれと同等以上の機能を有し、都市計画の幅 　員どおり完成している道路においては、原則として設置を認めない。 ２　極力地中化すること。 |

３－１－⑷－１

（５）　有線音楽放送線、有線テレビ用ケーブル、共同アンテナ用ケーブル

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　既設電柱又は電話柱への添架（二次占用）に限る。 ２　電線等の最下部と路面との距離は５ｍ以上とすること。ただし、既 　設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又 　は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.7ｍ以上、歩 　道上においては 2.5ｍ以上とすることができる。 |  |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　　申請の際には、添架する柱類の所有者との添架契約書等の写しを添 　付すること。 |

３－１－⑸－１

（６）　郵便差出箱（郵便ポスト）、公衆電話所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ 原則として、法敷に設けること。ただし、歩車道の区別がある道路 　で、やむを得ない場合は歩道上の車道寄りに設けることができる。 　この場合は、歩車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて設けることと 　し、物件設置後、郵便ポストにあっては 1.5ｍ以上、公衆電話所にあ 　っては 2.5ｍ以上の歩道幅員を確保できなければならない。 ２　街角、道路標識、消火栓、横断歩道、火災報知器から５ｍ以内に設 　けてはならない。 |  |
|  占用の態様 |  １　公衆電話所の出入口又は扉は、道路交通に支障となるおそれのない 　位置に設けること。 ２　構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。　 |
|  占用期間 |  １　公衆電話所に供するものは１０年。 ２　郵便差出箱（郵便ポスト）については５年。　 |

３－１－⑹－１

（７）　公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の態様 |  １　１箇所の公衆電話ボックス内に１台のみとすること。 ２　テレホンカード自動販売機の大きさは、高さ1.42ｍ、奥行0.25ｍ、 　幅0.25ｍ以下とすること。 |  |
|  占用期間 |  　　１０年 |
|  　その他 |  １　占用者は、公衆電話ボックスの設置者である日本電信電話株式会社 　に限る。 ２　占用料の額については、大阪府道路占用料徴収条例別表中の「法第 　32条第１項第１号に掲げる工作物」の欄の「その他のもの」の項中「 　占用面積１平方ﾒｰﾄﾙにつき１年」の項を適用し、テレホンカード自動 　販売機の水平投影面積により計算するものとする。 ３　テレホンカード自動販売機の設置に起因して、公衆電話ボックスの 　規格の大型化が生じないこと。 ４　占用許可にあたっては、一般的な条件の他に下記の条件を付するも 　のとする。 　⑴　テレホンカード自動販売機には、広告物の掲出等は一切行わない 　　こと。 　⑵　販売するテレホンカードは、日本電信電話株式会社発行の一般カ 　　ードとすること。 　⑶　監督処分により公衆電話ボックスの撤去等が必要とされる事態が 　　生じたときは、公衆電話ボックス内に設置されている処分対象外の 　　テレホンカード自動販売機についても同時に撤去されることについ 　　て受忍すること。 |

※　平成４年６月１０日　建設省道政令第４７号

３－１－⑺－１

（８）　広告塔

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、法敷に設けること。 ２　街角、道路標識、消火栓、横断歩道、火災報知器から５ｍ以内に設 　けてはならない。 |  |
|  占用の態様 |  １　構造、色彩、表示内容等は、美観風致を十分考慮したものであるこ 　と。 ２　電光式、照明式のものであってはならない。 ３　広告塔には必要最小限の大きさで占用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　国又は地方公共団体が、公共又は公益上の目的で設置するものに限 　り許可することができる。 ２　屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 |

３－１－⑻－１

（９）　フラワーボックス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　法敷がある道路にあっては、法敷に設けること。 ２　法敷がなく、歩車道の区別がある道路にあっては歩道上の車道寄り 　に設けること。この場合は、歩車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて 　設けることとし、物件設置後、 2.5ｍ以上の歩道幅員を確保できなけ 　ればならない。 |  |
|  占用の態様 |  １　フラワーボックスの材料は、容易に汚損しないものであること。 ２　構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。 ３　看板を添加しないこと。ただし、フラワーボックスには、必要最小 　限の大きさで占用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　　 　て、的確な管理能力を有すると認められる者が設けるものに限り許可 　することができる。 |

３－１－⑼－１

（10）　公共掲示板

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　法敷がある道路にあっては、法敷に設けること。 ２　法敷がない道路にあっては、民有地に接した場所に設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　構造、色彩及び表示内容等は、美観風致を十分考慮したものである 　こと。 ２　支柱は埋込式であること。 ３　掲示板は、道路の方向と平行に設けること。 ４　占用者名及び掲示事項以外の看板の添加は認めない。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　公共団体又は公共的団体が、公益上の目的で設けるものに限り許可 　することができる。 ２　屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 |

３－１－⑽－１

（11）　カーブミラー

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　原則として、路端寄り（法敷のある道路にあっては法敷）に設ける 　こと。ただし、歩車道の区別がある道路で、やむを得ない場合は、下 　記により歩道上の車道寄りに設けることができる。 　⑴　歩道の幅員が 2.5ｍ未満である場合は、歩道上の歩車道境界線に 　　接した位置に設けること。 　⑵　歩道の幅員が 2.5ｍ以上である場合は、歩道上の車道寄りに、歩 　　車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　鏡の最下部と路面との距離は 4.7ｍ以上とすること。ただし、歩道 　上においては、 2.5ｍ以上とすることができる。 ２　 　占用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　　 　て、的確な管理能力を有すると認められる者が設けるものに限り許可 　することができる。 |

３－１－⑾－１

（12）　石碑、モニュメント等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、法敷に設けること。ただし、下記の道路管理上支障の 　ない場所に設けることができる。 ⑴　歩車道の区別がある道路で、物件設置後、 2.5ｍ以上の幅員を確 　　保できる歩道上。 ⑵　道の駅、自動車駐車場等に設置する場合における、自動車の駐車 　　の用に供されていない場所。 　⑶　その他交通の支障とならない場所。 ２　街角、道路標識、消火栓、横断歩道、火災報知器から５ｍ以内に設 　けてはならない。 |  |
|  占用の態様 |  １　物件は、原則として固定式とするなど容易に移動できないものであ 　ること。 ２　構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。また、 　信号機又は道路標識に類似したものであってはならない。 ３　看板を添加しないこと。ただし、物件には必要最小限の大きさで占 　用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　　道路の景観形成に寄与するものであって、公共団体又は公共的団体 　が設けるものに限り許可することができる。 |

３－１－⑿－１

（13）　ベンチ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、法敷に設けること。ただし、下記の道路管理上支障の 　ない場所に設けることができる。 ⑴　歩車道の区別がある道路で、ベンチ設置後、２ｍ以上（平成6年6月30日建設省道政発32号）建設省道政の幅員を確保できる歩道上。ただし、地域の実情により、未改築の道路については、ベンチ設置後、 1.5ｍ以上の幅員を確保できる歩道上。 　⑵　道の駅、自動車駐車場等に設置する場合における、自動車の駐車 　　の用に供されていない場所。 　⑶　その他交通の支障とならない場所。 ２　夜間の照明が、相当の照度を確保できる場所であること。 |  |
|  占用の態様 |  １　ベンチは、原則として固定式とするなど容易に移動できないもので 　あること。 ２　構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。 ３　看板を添加しないこと。ただし、ベンチには、必要最小限の大きさ 　で占用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、 　商店会その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有する 　と認められる者が設けるものに限り許可することができる。 ２　ベンチ設置に付随するゴミ箱は原則として認めない。ただし、固定 　式で、歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄 　与する場合で、管理が万全に行われるものに限り許可することができ 　る。 ３　申請の際には、管理規定等を添付すること。 ４　占用料の額については、大阪府道路占用料徴収条例別表中の「法第 　32条第１項第１号に掲げる工作物」の欄の「その他のもの」の項中「 　占用面積１平方ﾒｰﾄﾙにつき１年」の項を適用し、ベンチ（ゴミ箱を設 　ける場合はそのゴミ箱を含む。）の水平投影面積により計算するもの |
|  |  |  　とする。 |  |

３－１－⒀－１

（13）-２　ベンチ（大阪府都市整備部の行う資産有効活用事業にかかるもの）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、法敷に設けること。ただし、下記の道路管理上支障の 　ない場所に設けることができる。 ⑴　歩車道の区別がある道路で、ベンチ設置後、２ｍ以上（平成6年6月30日建設省道政発32号）建設省道政の幅員を確保できる歩道上。ただし、地域の実情により、未改築の道路については、ベンチ設置後、 1.5ｍ以上の幅員を確保できる歩道上。 　⑵　道の駅、自動車駐車場等に設置する場合における、自動車の駐車 　　の用に供されていない場所。 　⑶　その他交通の支障とならない場所。 ２　夜間の照明が、相当の照度を確保できる場所であること。 |  |
|  占用の態様 |  １　ベンチは、原則として固定式とするなど容易に移動できないもので 　あること。 ２　構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。 ３　看板を添加しないこと。ただし、ベンチには、必要最小限の大きさで占用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　大阪府都市整備部の行う資産有効活用事業にかかる目的で設置するものに限り許可することができる。２　ベンチ設置に付随するゴミ箱は原則として認めない。ただし、固定 　式で、歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄 　与する場合で、管理が万全に行われるものに限り許可することができ 　る。 ３　申請の際には、管理規定等を添付すること。４　占用料の額については、大阪府道路占用料徴収条例別表中の「法第 　32条第１項第１号に掲げる工作物」の欄の「その他のもの」の項中「 　占用面積１平方ﾒｰﾄﾙにつき１年」の項を適用し、ベンチ（ゴミ箱を設 　ける場合はそのゴミ箱を含む。）の水平投影面積により計算するもの　　とする。５　屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。　 　 |
|  |  |

３－１－⒀－２

（14）　上屋

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、法敷に設けること。ただし、下記の道路管理上支障の 　ない場所に設けることができる。 ⑴　 　　り、未改築の道路については幅員２ｍ以上の歩道上。 ⑵　道の駅、自動車駐車場等に設置する場合における、自動車の駐車 　　の用に供されていない場所。 　⑶　その他交通の支障とならない場所。 ２　支柱を歩道上の車道寄りに設ける場合は、歩車道境界線から0.25ｍ 　の間隔をおいて設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。 ２　上屋の幅は、原則として２ｍ以下とすること。ただし、幅員が５ｍ 　以上の歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りではな 　い。 ３　上屋の高さは、 2.5ｍ以上とすること。 ４　構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。 ５　原則として、壁面を設けないこと。ただし、風雪等のため特に壁面 　を設ける必要があり、かつ、道路管理上支障がない場合においては、 　この限りではない。 ６　看板を添加しないこと。また、装飾のための電気設備を設けないこ 　と。 ７　上屋には、必要最小限の大きさで占用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、 　商店会その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有する 　と認められる者が設けるものに限り許可することができる。 ２　上屋設置に付随するゴミ箱は原則として認めない。ただし、固定式 　で、歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与 |
|  |  |  　する場合で、管理が万全に行われるものに限り認めるものとする。 ３　申請の際には、管理規定等を添付すること。 ４　占用料の額については、大阪府道路占用料徴収条例別表中の「法第 　32条第１項第１号に掲げる工作物」の欄の「その他のもの」の項中「 　占用面積１平方ﾒｰﾄﾙにつき１年」の項を適用し、上屋（ゴミ箱を設け 　る場合はそのゴミ箱を含む。）の水平投影面積により計算するものと 　する。 |  |

３－１－⒁－１

（15）-１　無線基地局（主に５Ｇ無線基地局）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　既設の電柱、電話柱、電話ボックス、等（消火栓標識柱を含む）の工作物への添加（二次占用）に限る。 |  |
|  占用の態様 |  １　電柱等１柱につき、１基地局に限る。ただし、複数の事業者の基地 　局を１つの箱に収容した共用基地局とすることを妨げない。２　看板を添加しないこと。３　広告物の添加及び塗装は一切行わないこと４　色彩は、周囲の環境と調和するものであること。５　無線基地局の取付方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取付けにより添加される工作物等の倒壊等のおそれが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。６　地上に無線基地局を設置する場合には、地上機器、電話ボックスなどの工作物及び街灯などの道路附属物（以下「工作物等」という。）への添加を原則とし、無線基地局の設置のみを目的とする工作物の新設は認めないこと。７　他の工作物を占用許可により新たに設置し、同時に当該工作物に無線基地局を添加する場合には、当該工作物の占用が、無余地性の基準を含め、当該工作物に係る占用許可基準に適合する必要があることに留意すること。８　複数の無線基地局を同一の工作物等に添加する場合は、１つの箱に収容し、又は１本の腕金に設置するなど１ヶ所に集約することを原則とし、１ヶ所に集約することができない場合は、１工作物等につき１無線基地局とすること。９　緊急輸送道路等における電柱等への添加については、１柱につき１無線基地局を超える新たな添加は認めないこと。10　無電柱化が予定されている箇所における電柱等（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39 号）第３条第１項の指定がなされた道路又は道路の部分等における電柱等）への新たな無線基地局の添加は認めないこと。 |
|  占用期間 |  　　５年 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  　その他 |  １　緊急輸送道路又は法第37 条第１項の規定（第３号に係る部分に限る。）による占用の禁止又は制限（電柱又は電話柱（以下「電柱等」という。）を対象とするものに限る。）がなされた道路（以下「緊急輸送道路等」という。）における電柱等に添加される無線基地局は、一般的な占用許可の対象として取り扱うこととし、いわゆる無余地性の基準への適合についても審査すること。２　無余地性の基準の審査については、他の場所に設置することができない理由を示す資料（沿道民地の施設所有者等との交渉結果等）の提出を求めた上で、通常の占用許可の場合と同様に行うこと。３　申請に際しては、被添加工作物の所有者との添加契約書の写しを添 　付すること。４　認定電気通信事業者からの委託等を受けた者による占用許可申請である場合には、当該申請に係る占用の場所における無線基地局の設置を内容とする委託等を受けていることについて、契約書等を占用許可申請書に添付させ、これにより確認すること。なお、占用場所等が特定されていない包括的な委託契約等は認められないこと。５　占用料の額については、大阪府道路占用料徴収条例別表中の「法第 　32条第１項第１号に掲げる工作物」の欄の「変圧塔その他これに類す 　るもの及び公衆電話所」の項を適用して計算するものとする。６　占用許可にあたっては、一般的な条件の他に以下の条件を付するも 　のとする。 　「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び無電柱化の一環として無線基地局が添加されている工作物等につき改築、移転、除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により無線基地局を改築、移転、除却、その他必要な措置をとらなければならない。」８　無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線については無線基地局の一部であるため占用料は徴収しない。 |  |

３－１－⒂－１

（16）　蓄電池

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　他の占用物件に附帯することを基本とする。当該蓄電池が附帯する占用物件に近接する場所を原則とする。 |  |
|  占用の態様 |  １　蓄電池は、無線基地局等の工作物等に附帯して災害時における予備電源として設置され、又は、太陽光発電設備等に附帯して発電された電力を貯蔵するために設置されるといった利用形態が通常であることから、その態様に鑑み、蓄電池の占用を認めるに当たっては、他の占用物件に附帯することを基本とする。２　附帯する占用物件について、その公益性が高いことをもって、道路法第33 条第１項の規定に基づく政令で定める基準（以下「政令基準」という。）に適合し、原則として占用許可を与えるものとされている場合には、当該蓄電池についても、その公益性を補完する機能を有するものであることから、同様に、政令基準に適合するときは、原則として占用許可を与えるものとする。３　上記の場合以外の場合における蓄電池については、一般的な占用許可の対象として取り扱うものとする。４　広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。５　色彩は、周囲の環境と調和するものであること。６　蓄電池の取付方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取付けにより添加される工作物等の倒壊等のおそれが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること７　蓄電池の個数及び規模は、当該蓄電池が附帯する占用物件に応じて必要最小限であること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  | その他 | １　占用許可に当たっては、一般的な条件の他に次の条件を附するものとする。「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び無電柱化の一環として蓄電池が添加されている工作物等につき改築、移転、除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により蓄電池を改築、移転、除却、その他必要な措置をとらなければならない。」 |  |

３－１－⒃－１

（1７）　防犯カメラ

|  |  |
| --- | --- |
| 占用場所 | 既設の電柱、電話柱、電話ボックス、アーケード等の工作物への添加（二次占用）に限る。 |
| 占用の形態 | １　ケーブルは、カメラの付属物として扱う。２　色彩は、周囲の環境と調和するものであること。 |
| 占用期間 | ５年 |
| その他 | １　国、地方公共団体、商店組合その他これらに準ずる団体であって　　的確な管理能力を有すると認められる者が、防犯のために設けるも　　　　　のに限り許可することができる。２　申請に際しては、以下の書類を添付すること。（１）電柱、電話柱等の所有者の添加承諾書等（２）所轄警察署長の副申書（但し、国、地方公共団体は除く）（３）管理規定 |

３－１－⒄－１

（18）　電気自動車等用充電機器

|  |  |
| --- | --- |
| 占用場所 | (1) 駐車枠は路面に設置すること。(2) 駐車枠の幅は、利用を想定している車両の最大幅を基準に設定すること。また、充電に要するコネクタ接続時の幅を考慮すること。(3) 充電口の位置に合わせて、車両が駐車枠の中で前後に駐車位置を合わせられるよう、充電スペースを確保すること。(4) 充電車両が駐車枠に駐車することができ、本線の交通を妨げることなく安全に流出及び流入できるよう、充電スペースの前後には適切なすりつけ長を確保すること。(5) 駐車枠の位置は、充電車両が車道にはみ出さないようにするとともに、充電車両のドアの開閉が走行車両（自転車等の軽車両を含む。以下同じ。）の通行の支障とならないようにすること。(6) 複数基設置する場合は、複数の充電車両の円滑な入退出が可能となるような駐車枠や充電スペースの大きさを確保すること。(7) 駐車枠の幅や位置等については警察と調整を図った上で設定すること(8) 障害者等を含む多くの人が歩道等を安全かつ円滑に通行できるよう、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18 年国土交通省令第116 号）に定める歩道等の有効幅員を確保すること。(9) 次に掲げる場所については事故防止等の観点から充電スペースを設置しないこと。ア 充電車両により走行車両の視認性を阻害する場所イ 坂の上、屈曲する部分等の走行車両の見通しが悪い場所ウ 充電車両が走行車両から視認困難な場所エ 交差点及び横断歩道付近オ 建物への出入り口付近等のアクセスを阻害する場所カ 充電機器のメンテナンスのための十分なスペースを確保できない場所 |
| 占用の形態 | １　ケーブルは、カメラの付属物として扱う。２　色彩は、周囲の環境と調和するものであること。 |
| 占用期間 | ５年 |
| その他 | １　国、地方公共団体、商店組合その他これらに準ずる団体であって　　的確な管理能力を有すると認められる者が、防犯のために設けるも　　　　　のに限り許可することができる。２　申請に際しては、以下の書類を添付すること。（１）電柱、電話柱等の所有者の添加承諾書等（２）所轄警察署長の副申書（但し、国、地方公共団体は除く）（３）管理規定 |

３－１－⒅－１

２　法第３２条第１項第２号に掲げる物件

（１）　水管（水道管、工業用水道管）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ 歩車道の区別がある道路にあっては、原則として車道以外の部分の 　地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外に適当 　な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められると 　きはこの限りではない。 ２　歩車道の区別のない道路にあっては、極力路端寄りとすること。 ３　道路の横断箇所は、最小限に止めること。また、その場合、開削以 　外の工法により、最短距離となるよう埋設すること。ただし、交通量 　が極めて少ない箇所、又は工事実施上極めて困難な場合はこの限りで 　はない。 ４　水管の頂部と路面との距離は 1.2ｍを超えていることとする。ただし、工事実施上やむを得ないもので、都市計画決定の幅員どおり完成している歩道では 0.8ｍ以上とすることができる。 ５　橋又は高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によ 　ること。 |  |
|  占用の態様 |  １　水管の材質は、原則として鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、耐衝 　撃性硬質塩化ビニール管及びポリエチレン管に限る。 ２　マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面 　と同一勾配とすること。 ３　上水道各戸の取付管の制水弁は原則として民有地に設けること。 |
|  占用期間 |  　　１０年 |
|  | その他 | 占用場所及び占用物件の種類が「電線、水道、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設深さの浅埋化に伴う本府占用許可基準の取扱いについて」（平成11年８月23日付け道第368号）で定められている基準に合致する場合は、この基準に拠ること。 |  |

３－２－⑴－１

（２）　下水道管

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　歩車道の区別がある道路にあっては、原則として車道以外の部分の 　地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外に適当 　な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められると 　きはこの限りではない。 ２　歩車道の区別のない道路にあっては、極力路端寄りとすること。 ３　道路の横断箇所は、最小限に止めること。また、その場合、開削以 　外の工法により、最短距離となるよう埋設すること。ただし、交通量 　が極めて少ない箇所、又は工事実施上極めて困難な場合はこの限りで 　はない。 ４　下水道管の本線の頂部と路面との距離は、特別の事情がある場合を 　除き３ｍを超えていることとする。 ５　本線以外の下水道管の頂部と路面との距離は 1.2ｍ以上とする。た 　だし、工事実施上やむを得ないもので、都市計画決定の幅員どおり完 　成している歩道では 0.8ｍ以上とすることができる。 ６　橋又は高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によ 　ること。 |  |
|  占用の態様 |  １　下水道管の材質は、原則としてヒューム管、鋼管、ダクタイル鋳鉄 　管、硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管に限る。 ２　マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面 　と同一勾配とすること。 ３　下水道の各戸の取付管のマンホールは原則として民有地に設けるこ 　と。 |
|  占用期間 |  　　１０年 |
|  　その他 |  　　 　には、上記の基準にかかわらず、下記によること。 　⑴　埋設許可にあたっては、「下水道用硬質塩化ビニール管道路埋設 　　指針」（昭和58年３月財団法人国土開発技術センター発行）及び「 |
|  |  |  　　下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針」（平成元年３月財 　　団法人国土開発技術センター、強化プラスチック複合管協会発行） 　　に留意して取り扱うこと。 ⑵ 管の頂部と路面との距離は、原則として３ｍを超えていることとする。 　　 ただし、工事実施上やむを得ない場合は、次のとおりとする。 　　　ア　車道部に埋設する場合 　　　　　　　　縦断　 1.5ｍ以上 |  |

３－２－⑵－１

|  |  |
| --- | --- |
|  | 横断　　 2.0ｍ以上 イ 歩道部に埋設する場合 　　　　　 1.2ｍ以上 ⑶　 い。２　占用場所及び占用物件の種類が「電線、水道、ガス管又は下水道管　を道路の地下に設ける場合における埋設深さの浅埋化に伴う本府占用許可基準の取扱いについて」（平成11年８月23日付け道第368号）で定められている基準に合致する場合は、この基準に拠ること。 |

３－２－⑵－１

（３）　ガス管

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ 歩車道の区別がある道路にあっては、原則として車道以外の部分の 　地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外に適当 　な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められると 　きはこの限りではない。 ２　歩車道の区別のない道路にあっては、極力路端寄りとすること。 ３　道路の横断箇所は、最小限に止めること。また、その場合、開削以 　外の工法により、最短距離となるよう埋設すること。ただし、交通量 　が極めて少ない箇所、又は工事実施上極めて困難な場合はこの限りで 　はない。 ４　ガス管の頂部と路面との距離は 1.2ｍを超えていることとする。ただし、工事実施上やむを得ないもので、都市計画決定の幅員どおり完成している歩道では 0.8ｍ以上とすることができる。 ５　橋又は高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によ 　ること。 |  |
|  占用の態様 |  １　ガス管の材質は、原則として鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管及び 　ポリエチレン管に限る。 ２　マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面 　と同一勾配とすること。 |
|  占用期間 |  　　１０年 |
|  　その他 |  １　ポリエチレン管を使用する場合には、上記の基準にかかわらず、下 　記によること。 　⑴　使用するポリエチレン管は、日本工業規格（ＪＩＳ）又は日本ガ 　　ス協会規格に合格したものであること。 　⑵　占用場所は、車道（中央帯を含む。）以外の部分とすること。 　⑶　管の頂部と路面との距離は 1.2ｍを超えていること。 　⑷　低圧ガス（ 25g／㎠以下）の供給用に限る。２　占用場所及び占用物件の種類が「電線、水道、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設深さの浅埋化に伴う本府占用許可基準の取扱いについて」（平成11年８月23日付け道第368号）で定められている基準に合致する場合は、この基準に拠ること。 |

３－２－⑶－１

（４）　地下電線類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ 歩車道の区別がある道路にあっては、原則として車道以外の部分の 　地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外に適当 　な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められると 　きはこの限りではない。 ２　歩車道の区別のない道路にあっては、極力路端寄りとすること。 ３　道路の横断箇所は、最小限に止めること。また、その場合、開削以 　外の工法により、最短距離となるよう埋設すること。ただし、交通量 　が極めて少ない箇所、又は工事実施上極めて困難な場合はこの限りで 　はない。 ４　埋設物の頂部と路面との距離は 1.2ｍ以上とする。ただし、工事実 　施上やむを得ないもので、都市計画決定の幅員どおり完成している歩 　道では 0.8ｍ以上とすることができる。 ５　橋又は高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によ 　ること。 |  |
|  占用の態様 |  １　管路の材質は、原則としてコンクリート、ヒューム管、鋼管、強化 　プラスチック管及び硬質ビニール管に限る。 ２　マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面 　と同一勾配とすること。 |
|  占用期間 |  １　電気事業法の適用を受けるもの及び電気通信事業者がその事業の用供するものは１０年 ２　その他のものは５年 |
|  | その他 | 占用場所及び占用物件の種類が「電線、水道、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設深さの浅埋化に伴う本府占用許可基準の取扱いについて」（平成11年８月23日付け道第368号）で定められている基準に合致する場合は、この基準に拠ること。 |  |

３－２－⑷－１

（５）　石油管

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ 石油管は、地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別の 　理由によりやむを得ないと認められる場合においては、地上（トンネ 　ルの中を除く。）に設け、又は橋に取り付けることができる。 ２　石油管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）に 　おいては、原則として車両の荷重の影響の最も少ない場所に埋設し、 　 　と。 ３　石油管を道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは以下 　に掲げるところによること。* 1. 市街地においては、防護構造物により導管を防護する場合に

あっては当該防護構造物の頂部と路面との距離は 1.5ｍを超えていること。その他の場合にあっては導管の頂部と路面との距離は 1.8ｍを超えていること。* 1. 市街地以外の地域においては、導管の頂部（防護構造物によ

り導管を防護する場合にあっては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離は 1.5ｍを超えていること。 ４　石油管を道路の路面下以外の部分に埋設する場合においては、導管 　の頂部と地面との距離は 1.2ｍ（防護工又は防護構造物により導管を 　保護する場合にあっては、市街地においては 0.9ｍ、市街地以外の地 　域においては 0.6ｍ）を超えていること。 ５　石油管を地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離 　は５ｍ以上とすること。 ６　橋又は高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によ 　ること。 |  |
|  占用の態様 |  　　「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令 　（昭和47年12月25日通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第２号） 　によること。 |
|  占用期間 |  １　石油パイプライン事業法（昭和47年法律第 105号）による石油パイ |
|  |  |  　プライン事業の用に供する石油管は１０年 ２　その他の石油管については５年 |  |

３－２－⑸－１

（６）　その他の管類（排水管、水路等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ 歩車道の区別がある道路にあっては、原則として車道以外の部分の 　地下に埋設すること。ただし、車道以外に適当な場所がなく、かつ、 　 　い。 ２　歩車道の区別のない道路にあっては、極力路端寄りとすること。 ３　道路の横断箇所は、最小限に止めること。また、その場合、開削以 　外の工法により、最短距離となるよう埋設すること。ただし、交通量 　が極めて少ない箇所、又は工事実施上極めて困難な場合はこの限りで 　はない。 ４　埋設物の頂部と路面との距離は 1.2ｍを超えていることとする。ただし、工事実施上やむを得ないもので、都市計画決定の幅員どおり完成している歩道では 0.8ｍを超えていることとすることができる。 ５　橋又は高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によ 　ること。 |  |
|  占用の態様 |  　　材質については、ヒューム管、鋼管、鋳鉄管等堅固で耐久力を有す 　るものを使用すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |

３－２－⑹－１

３　法第３２条第１項第３号に掲げる施設

（１）　鉄道、軌道、索道

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用期間 |  　　１０年 |  |
|  　その他 |  １　道路と鉄道が相互に交差する場合は、道路占用許可手続きに代え、 　道路法第20条及び第31条の規定により協議を行うものとする。 ２　以下の法を参照すること。 　⑴　鉄道事業法（昭和61年法律第92号） 　⑵　軌道法（大正10年法律第76号） |

３－３－⑴－１

４　法第３２条第１項第４号に掲げる施設

（１）　アーケード

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所  |  　　「アーケードの取扱いについて」（昭和30年２月１日付け建設省発 　住第５号）によること。 |  |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　　アーケードとは、日除け、雨除け又は雪除けのため、路面上に相当 　の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設 　をいう。 |

３－４－⑴－１

（２）　日よけ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　原則として、歩車道の区別のある道路の歩道上に設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　日よけの最下部と路面との距離は 2.5ｍ以上とすること。ただし、 　やむを得ず車道上に設ける場合は 4.7ｍ以上とすること。 ２　出幅は１ｍ以内とすること。 ３　構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。 ４　日よけの設置幅は建物の間口を越えない範囲として、道路上に支柱 　を設置しない構造であること。 ５　主要構造部は鋼材類とし、天幕は難燃材料を用いるものとする。 ６　日よけには、側布その他のものを吊り下げてはならない。 ７　広告物を表示しないこと。ただし、占用者の氏名、店名、事業内容 　又は取扱い商品の種別を天幕に表示するものはこの限りではない。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　 　広告物を表示した日除けは突出看板とみなし、大阪府道路占用料徴収 　条例別表中の「道路法施行令第７条第１号に掲げる物件」の欄の「看 　板（アーチであるものを除く。）」の項中「その他のもの」の項を適 　用し、道路上に突出した部分の天幕の表面積により計算すること。 ２　屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 |

３－４－⑵－１

５　法第３２条第１項第５号に掲げる施設

（１）　地下街（これと一体となる地下駐車場、地下歩道を含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所  |  　　「地下街に関する基本方針について」（昭和49年６月28日付け建設 　省都計発第60号、道政発第53号、住指発第 554号）によること。 |  |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の 　安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整 　備しなければならない場合であって、かつ、地下街の設置が必要やむ 　を得ない場合にのみ許可することができる。 ２ 「地下街の取扱いについて」（昭和48年７月31日付け建設省道政発 　第53号）により設けられる地下街連絡協議会において、その構成機関 　が支障ないと認めた場合にのみ許可することができる。 |

３－５－⑴－１

（２）　地下駐車場

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所  |  　構造及び設備等は、駐車場法施行令（昭和32年12月13日政令第 340 　号）に定めるところによること。 |  |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　　駐車場法第10条に定める路外駐車場として都市計画決定されたもの 　に限り許可することができる。 |

３－５－⑵－１

（３）　地下通路

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ 地下通路の出入口を地上に設ける場合においては、原則として法敷 　に設けること。ただし、下記の道路管理上支障のない場所に設けるこ 　とができる。 　⑴　歩車道の区別がある道路で、出入口を設けた後、３ｍ以上の幅員 　　を確保できる歩道上。 　⑵　道の駅、自動車駐車場等に設ける場合における、自動車の駐車の 　　用に供されていない場所。 　⑶　その他交通の支障とならない場所。 ２　電線、水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの（各戸に引 　き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。）が埋設さ 　れている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの 　上部に設けないこと。 ３　地下通路の頂部と路面との距離は 3.5ｍ以上とすること。ただし、 　公益上やむを得ない場合にあっては 2.5ｍとすることができる。 |  |
|  占用の態様 |  １　地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生ずる応力に 　対して安全なものであること。 ２　部材各部の応力度は、許容応力度を越えるものでないこと。 ３　構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄 　筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は 　難燃材料で造ること。 ４　排水溝その他の適当な排水施設を設けること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　道路管理上支障となるばかりでなく、防災、防犯、衛生その他の点 　で問題となる場合が多いので、厳に抑制することとし、円滑な交通の 　確保のため真にやむを得ないものに限り許可することができる。 ２　申請の際には、管理規定等を添付すること。 |

３－５－⑶－１

（４）　上空通路

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所  |  　 「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年７月15日 　付け建設省発住第37号）及び「建築物の屋上部を連結する通路の取扱 　いについて」（昭和46年10月11日付け建設省道政発第 107号）による 　こと。 |  |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　　道路管理上支障となるばかりでなく、防災、防犯、衛生その他の点 　で問題となる場合が多いので、厳に抑制することとし、円滑な交通の 　確保のため真にやむを得ないものであって、上記「道路の上空に設け 　る通路の取扱いについて」により設けられる連絡協議会において、そ 　の構成機関が支障ないと認めた場合に限り許可することができる。 |

３－５－⑷－１

（５）　横断歩道橋

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　横断歩道橋の階段部分及び支柱を道路内に設ける場合においては、 　原則として法敷に設けること。ただし、下記の道路管理上支障のない 　場所に設けることができる。 　⑴　歩車道の区別がある道路で、階段部分等を設けた後、３ｍ以上の 　　幅員を確保できる歩道上。 　⑵　道の駅、自動車駐車場等に設ける場合における、自動車の駐車の 　　用に供されていない場所。 　⑶　その他交通の支障とならない場所。 |  |
|  占用の態様 |  １　原則として、道路に直角に設けること。 ２　車道の上空を横断する施設の最下部と路面との距離は 4.7ｍ以上と 　すること。 ３　看板を添加しないこと。ただし、横断歩道橋には必要最小限の大き 　さで占用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　道路管理上支障となるばかりでなく、防災、防犯、その他の点で問 　題となる場合が多いので、厳に抑制することとし、道路の両側に同一 　又は密接な関連を有する施設があり、円滑な交通の確保のため真にや 　むを得ないものに限り許可することができる。 ２　一般交通の用に供される可能性が高いものについては、法第24条に 　規定する承認工事として取り扱う。 |

３－５－⑸－１

（６）　通路

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、法敷に設けること。 ２　街角、横断歩道、踏切、バス停留所から５ｍ以内に設けてはならな 　い。 |  |
|  占用の態様 |  １　通路の幅員は、人の通行の用に供するものは２ｍ以内とし、自動車 　の通行の用に供するものは４ｍ以内とすること。ただし、大型車両の 　 　り、必要最小限の幅員とすることができる。 ２　消防法等他の法令に出入口の幅員が規定されている場合は、その幅 　員とすることができる。 ３　原則として、１施設につき１箇所に限る。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　　一般交通の用に供される可能性が高いものについては、法第24条に 　規定する承認工事として取り扱う。 |

３－５－⑹－１

（７）　通路橋

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　街角、横断歩道、踏切、バス停留所から５ｍ以内に設けてはならな 　い。 |  |
|  占用の態様 |  １　通路橋の幅員は、人の通行の用に供するものは２ｍ以内とし、自動 　車の通行の用に供するものは４ｍ以内とすること。ただし、大型車両 　の出入が予想されるもので、これにより難いときは、車両の軌跡によ 　り、必要最小限の幅員とすることができる。 ２　消防法等他の法令に出入口の幅員が規定されている場合は、その幅 　員とすることができる。 ３　原則として、１施設につき１箇所に限る。 ４　既設の道路擁壁等を橋台として使用しないこと。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　一般交通の用に供される可能性が高いものについては、法第24条に 　規定する承認工事として取り扱う。 ２　 　と。 |

３－５－⑺－１

６　法第３２条第１項第６号に掲げる施設

（１）　露店等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　 原則として、法敷に設けること。ただし、下記の道路管理上支障の 　ない場所に設けることができる。 　⑴　 　　保できる歩道上。ただし、地域の実情により、未改築の道路につい 　　ては、物件設置後、 1.5ｍ以上の幅員を確保できる歩道上。 　⑵　歩車道の区別のない道路で、物件設置後、６ｍ以上の車道が確保 　　できる場所。ただし、祭礼等の期間中交通の規制又は制限の措置が 　　なされ、歩行者の安全が確保できる場所に限る。 ⑶　道の駅、自動車駐車場等に設置する場合における、自動車の駐車 　　の用に供されていない場所。 　⑷　その他交通の支障とならない場所。 |  |
|  占用の態様 |  　　設置に際して道路を損傷しないものであり、簡易に除去できる構造 　であること。 |
|  占用期間 |  　　必要最小限の期間に限る。 |
|  　その他 |  　　祭礼や催物等、一時的なものに限り許可することができる。 |

３－６－⑴－１

（２）　ゴミ置場、コインロッカー等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　 法敷に設けること。 |  |
|  占用の態様 |  　　設置に際して道路を損傷しないものであり、簡易に除去できる構造 　であること。 |
|  占用期間 |  　　必要最小限の期間に限る。 |

３－６－⑵－１

７　政令第７条第１号に掲げる物件

（１）　添加看板

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　添加看板は、電柱、街路灯、消防水利標識等の柱類に添加するもの 　とする。 ２　 　い。 　⑴　原則、10大放射３環状線及びこれと同等以上の機能を有し、都市計画決定の幅員通り完成している道路。 　⑵　道路が交差し、及び連結する場所、横断歩道並びに踏切道。 　⑶　橋、トンネル及び踏切道の前後それぞれ10ｍの区域内、警戒標識、規制標識、及び横断歩道の指示標識の効用を妨げる場所、並びに信号機の手前20ｍ及び後方5ｍの区域内。 　⑷　車道幅員 5.5ｍ以上の道路が交差若しくは連結している交差点又 　　は連結点及び横断歩道の前後それぞれ5ｍの区域内。 　⑸　その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所。 ３　添加看板の相互間の距離は、道路１側につき20ｍ以上とすること。 |  |
|  占用の態様 |  １　添加看板は、柱類１柱につき１個に限るものとする。ただし、市街地においては、１柱につき取付１個、巻付１個とすることができる。なお、巻付け看板については１㎡の範囲において１個を２面として掲出することができる。 ２　添加看板の掲出方向は、原則として民有地側とする。ただし、民有 　地側に余地のない場合はこの限りではない。 ３　デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮したものであること。 ４　構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはな 　らない。また、地色は、原則として白色又は淡色に限る。 ５　電光式、照明式、反射材料式であってはならない。 ６　柱類に直接貼付又は塗装したものであってはならない。 ７　添加看板の大きさは、次のとおりとする。取付け看板：縦1.2ｍ以内、横0.45ｍ以内巻付け看板：縦1.5ｍ以内、横0.45ｍ以内 ８　添加看板（巻付け看板を除く。）の最下部と路面との距離は 4.7ｍ以上とする。ただし、歩道上においては 2.5ｍ以上とすることができる。また、柱類との間隔は0.15ｍ以内とすること。 ９　巻付け看板の最下部と路面との距離は 1.2ｍ以上とすること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |

３－７－⑴－１

|  |  |
| --- | --- |
| その他 | １　申請に際しては、被添加工作物の所有者との添加契約書の写しを添付すること。２　次の添加看板については、この基準を適用しない。　⑴　法令の規定により設置されるもの。　⑵　国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置するもの。　⑶　冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。３ 屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 |

３－７－⑴－１

（１）－２　添加看板

（地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とするもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の場所、態様及び期間 | １　『バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて』（平成２１年８月５日付け交環第１２３１号）によること。２　『地域における公共的な取組みに要する費用へ広告料を充当することを目的とする広告物の道路照明灯への添加に係る道路占用の取扱いについて』（平成２１年１２月３日付け交環第１４２４号）によること。 |

３－７－⑴－２

（２）　突出看板

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　占用者の営業所、事業所又は作業所の間口を越えない範囲に限る。 |  |
|  占用の態様 |  １　１営業所又は１事業所若しくは１作業所につき２個以内に限る。た 　だし、たばこ、塩又は切手等の販売店、専門店、加盟店、代理店等を 　表示する 0.5㎡以内のものを除く。なお、広告物を表示した日除けは 　１個の突出看板とみなす。 ２　突出看板の最下部と路面との距離は 4.7ｍ以上とする。ただし、歩 　道上においては 2.5ｍ以上とすることができる。 ３　出幅は１ｍ以内とすること。 ４　 　と。 ５　構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはな 　らない。また、地色は、原則として白色又は淡色に限る。 ６　けい光塗料等の反射材料を用いてはならない。また、ネオンサイン 　又は電飾を利用する場合は、点滅及び動きを禁止する。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １ 沿道で営業又は事業を行う者が、自己の営業所、事業所又は作業所 　に添加する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売若しくは制作す 　る商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示する突出看板 　に限ること。 ２　屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 |

３－７－⑵－１

（３）看板・掲示板（大阪府都市整備部の行う資産有効活用事業にかかるもの）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 | １　原則として、歩道、法敷、歩道橋、道の駅に設けること。２　道路標識、消火栓、横断歩道、火災報知器から５ｍ以内に設けてはならない。３　その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所に設けてはならない。 |  |
|  占用の態様 | １　構造、色彩、大きさ、デザイン及び表示内容等は、美観風致を十分考慮したものであること。２　材質は、容易に腐朽又は褪たい色しないものであること。３　構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはな 　らない。４　看板・掲示板には、必要最小限の大きさで占用者名を表示すること。 |
|  |  占用期間 |  　　５年 |  |
| 　その他 | １　大阪府都市整備部の行う資産有効活用事業にかかる目的で設置するものに限り許可することができる。２　屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 |

３－７－⑶－１

（４）　バス停標識（電照式を除く）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　 原則として、路端寄り（法敷のある道路にあっては法敷）に設ける 　こと。ただし、歩車道の区別がある道路で、やむを得ない場合は、下 　記により歩道上の車道寄りに設けることができる。 ⑴　歩道の幅員が 2.5ｍ未満である場合は、歩道上の歩車道境界線に 　　接した位置に設けること。 　⑵　歩道の幅員が 2.5ｍ以上である場合は、歩道上の車道寄りに、歩 　　車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　歩車道の区別がある道路において、標識板を道路に平行せずに設け 　るときは、標識板の最下部と路面との距離は 2.5ｍ以上とすること。 ２　歩車道の区別のない道路においては、標識板は道路に平行して設け 　ること。 ３ 看板を添加しないこと。ただし、標識には必要最小限の大きさで占 　用者名を表示すること。 |
|  占用期間 |  　５年 |
|  　その他 |  　　道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の経営免許を受 　けた事業者が設けるバス停留所で、民有地を利用できない場合にのみ 　許可することができる。 |

３－７－⑷－１

（５）　電照式バス停留所標識

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　 歩車道の区別がある道路の歩道上の車道寄りに、歩車道境界線から 　0.25ｍの間隔をおいて設けること。ただし、 1.5ｍ以上の歩道幅員を 　確保できる場所でなければならない。 |  |
|  占用の態様 |  １　電照式バス停留所標識の規格は次のとおりとする（別図参照）。 　　⑴　高さ　 　　3.0ｍ以下 　　⑵　縦　　　　　　0.45ｍ以下 　　⑶　横　　　　　　0.45ｍ以下 　　⑷ 支柱の高さ　　全体の高さの概ね４分の１ ２　使用材料は、ガラス以外の不燃材等とすること。 ３　照明の配線経路は、原則として地下配線とすること。 ４　 　と。 　⑴　添加看板は、進行車両の非対向面及び民地側面の２面のみとし、 　　その面積は各面とも支柱部分を除く部分の３分の１以下とする。 ⑵　添加看板は、標識の最下段に表示すること。 　⑶　その他については、添加看板の基準によること。 ５　標識には必要最小限の大きさで占用者名を表示すること。 |
|  |  占用期間 |  　 ５年 |  |
|  |  １　道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の経営免許を受 　けた事業者が設置するバス停留所で、民有地を利用できない場合に限 　り許可することができる。 ２　屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 ３　占用者は、バス事業者とし、２つ以上のバス事業者が同一場所にお 　いて電照式バス停留所標識を設置する場合には、相互に協議し共同化 　すること。 ４　電照式バス停留所標識と添加看板の占用者は同一の者に限る。 |
|  |

別　図

３－７－⑸－１

（６）　消防水利標識

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　消防水利（消火栓、防火水槽等）から５ｍ以内に設けること。 ２ 原則として、法敷（法敷のない道路にあっては路端寄り）に設ける 　こと。ただし、歩車道の区別がある道路で、やむを得ない場合は歩道 　上の車道寄りに設けることができる。この場合、下記によること。 　⑴　歩道の幅員が 2.5ｍ未満である場合は、歩道上の歩車道境界線に 　　接した位置に設けること。 　⑵　歩道の幅員が 2.5ｍ以上である場合は、歩道上の車道寄りに、歩 　　車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　消防水利標識（看板を添加する場合は当該看板）の最下部と路面と 　の距離は 4.7ｍ以上とすること。ただし、歩道上においては 2.5ｍ以 　上とすることができる。 ２　標識の規格及び図案は、「消防水利の統一標識について」（昭和45 　年10月３日建設省消路政発第31号）によるものに限る。 ３　看板の添加については、添加看板の基準によること。ただし、添加 　看板は、標識１柱につき１個（両面使用可）に限り、また、その大き 　さは縦 0.4ｍ以内、横 0.8ｍ以内とする。４　無線基地局の添加については、無線基地局の基準によること。５　無線基地局を添加可能な標識柱の占用許可にあたっては、一般的な条件の他に以下の条件を付するものとする。「無線基地局の添加が見込まれない場合には、当該設置設備を撤去すること」 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  　　（新規道路占用申請に限る） |

３－７－⑹－１

（７）　駐車場案内標示板

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　原則として、既設の電柱又は電話柱への添加（二次占用）に限る。 ２　駐車場の入口から 100ｍ以内の左側手前に設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　駐車場案内標示板の最下部と路面との距離は 4.7ｍ以上とする。た 　だし、歩道上においては 2.5ｍ以上とすることができる。 ２　様式、規格及び構造等は、原則として別図のとおりとし、色彩は、 地色を緑、文字・記号・矢印及び縁線を白とする。　　別図　　　　　　　駐車場案内標示板の様式・規格・構造　　　　　　　　　　　　　　　　　（図示寸法の単位：ミリメートル） |
|  |  |  |  |

３－７－⑺－１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　この基準における駐車場とは、駐車場法第２条第２号に規定する路 　外駐車場で、駐車の用に供する面積が原則として 500㎡以上のものと 　する。 ２　占用者は、以下に掲げる者に限る。 　⑴　国、地方公共団体の他、公社、公団及び以下の団体。 　　ア　大阪府交通安全協会または地区交通安全協会 　　イ　大阪駐車協会 　　ウ　大阪府駐車場協会連合会 　⑵　府の事務又は事業と密接な関連を有する以下の団体。 　　ア　財団法人大阪府有料道路協会 　　イ　大阪府都市開発株式会社 　　ウ　大阪高速鉄道株式会社 ３　申請に際しては、以下の書類を添付すること。 　⑴　電柱、電話柱の所有者の添加承諾書等 　⑵　所轄警察署長の意見書 |

３－７－⑺－１

（８）　その他の標識

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ 原則として、路端寄り（法敷のある道路にあっては法敷）に設ける 　こと。ただし、歩車道の区別がある道路で、やむを得ない場合は、下 　記により歩道上の車道寄りに設けることができる。 ⑴　歩道の幅員が 2.5ｍ未満である場合は、歩道上の歩車道境界線に 　　接した位置に設けること。 　⑵　歩道の幅員が 2.5ｍ以上である場合は、歩道上の車道寄りに、歩 　　車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて設けること。２　信号機、道路標識等の効用を妨げる場所に設置しないこと。 |  |
|  占用の態様 |  １　標識の最下部と路面との距離は 4.7ｍ以上とする。ただし、歩道上 　においては、 2.5ｍ以上とすることができる。 ２　標識板の大きさは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」 　に規定する標識に準ずること。 ３　看板を添加しないこと。 ４　標柱には、必要最小限の大きさで占用者名、連絡先を表示すること。５　原則として、1施設2基以内とすること。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　国、地方公共団体等が公共的目的をもって設けるものに限り許可す 　ることができる。２　災害時等、転倒した場合には占用者の費用負担により占用物を即時撤去するなど、必要な措置を行うことを許可条件に附すること。３　医療機関の案内標識を設置する場合は、当該医療機関が災害医療機関又は救急医療機関※であること。４　３の定めに該当しなくなった場合は、占用の廃止手続きを行うことを許可条件に附すること。 |

**※災害医療機関**

○災害対策基本法第40条に基づき定められた「大阪府地域防災計画」において、府が設定する災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、災害医療協力病院）

|  |
| --- |
| ○災害対策基本法（都道府県地域防災計画）第四十条　都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。 |

**※救急医療機関**

○医療法第30条の4第1項に規定する医療計画において定める救急医療機関

|  |
| --- |
| ○医療法（医療計画）第三十条の四　都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。 |

３－７－⑻－１

（９）　旗ざお

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　 原則として、路端寄り（法敷のある道路にあっては法敷）に設ける 　こと。ただし、歩車道の区別がある道路で、やむを得ない場合は、下 　記により歩道上の車道寄りに設けることができる。 ⑴　歩道の幅員が 2.5ｍ未満である場合は、歩道上の歩車道境界線に 　　接した位置に設けること。 　⑵　歩道の幅員が 2.5ｍ以上である場合は、歩道上の車道寄りに、歩 　　車道境界線から0.25ｍの間隔をおいて設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　旗の大きさは、原則として縦２ｍ、横１ｍ以内とすること。 ２　 　と。 ３　構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはな 　らない。 |
|  占用期間 |  　　必要最小限の期間に限る。 |
|  　その他 |  １　催物、集会等のために一時的に設けるものに限り許可することがで 　きる。 ２　屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 |

３－７－⑼－１

（10）　横断幕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　横断幕の最下部と路面との距離は、５ｍ以上とすること。 |  |
|  占用の態様 |  １　支柱の設置は認めないこと。 ２　構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはな 　らない。 |
|  占用期間 |  　　必要最小限の期間に限る。 |
|  　その他 |  　　国、地方公共団体等が公共的目的をもって設けるものに限り許可す 　ることができる。 |

３－７－⑽－１

（11）　アーチ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　 街角から５ｍ以内の場所でないこと。 |  |
|  占用の態様 |  １　道路内には支柱を設けないこと。 ２　構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似したものであってはな 　らない。 ３　柱以外の構造物の下端と路面との距離は 4.7ｍ以上とすること。た 　だし、歩道上においては 2.5ｍ以上とすることができる。 ４　看板を添加しないこと。ただし、占用者名、地名等の表示はこの限 　りではない。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　地方公共団体、自治会、商店会その他これに準ずるものが公共又は 　防犯の目的をもって設けるものに限り許可することができる。 ２　原則として、車両の通行を禁止している道路でのみ許可することが 　できる。 |

３－７－⑾－１

８　政令第７条第２号に掲げる物件

（１）太陽光発電設備及び風力発電設備

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の場所及び様態 | 「道路法施行令の一部改正について」（平成25年３月１日付け国道利第10号）によること。 |
| 占用期間 | ５年 |
| 　その他 | １　大阪府道に当該物件を設置する場合は、国の上記通知中「道路構造令」とあるのは、「大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例」（平成25年大阪府条例第12号）と読み替えるものとする。２　設置に際しては、関係法令等も併せて遵守すること。 |

３－８－⑴－１

９　政令第７条第３号に掲げる物件

（１）　津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の場所及び様態 | 「道路法施行令の一部改正について」（平成25年３月１日付け国道利第10号）によること。 |
| 占用期間 | ５年 |
| その他 | １　津波避難施設とは、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づいて大阪府又は市町村防災会議が作成する大阪府又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いものとする。２　大阪府道に当該物件を設置する場合は、国の上記通知中「道路構造令」とあるのは、「大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例」（平成25年大阪府条例第12号）と読み替えるものとする。３　設置に際しては、関係法令等も併せて遵守すること。 |

３－９－⑴－１

10　令第７条第４号に掲げる物件

（１）　建築作業用工作物（工事用板囲、足場、掛出し、跨道構台、落下防止施設等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　原則として、法敷又は歩車道の区別がある道路の歩道上に設けるこ 　と。ただし、跨道構台は、幅員が原則として３ｍ以上の歩道上にのみ 　設けることができる。 |  |
|  占用の態様 |  １　道路（法敷を除く。）への出幅は、下記によること。 　⑴　路面に接して設ける場合は、原則0.6ｍ以内とすること。 　⑵　路面に接しないで設ける場合は、落下防止施設については危険防 　　止上必要最小限の幅とし、その他の工作物（跨道構台を除く。）に 　　ついては、原則1.2ｍ以内とすること。この場合、工作物の最下部と路面との距離は 2.5ｍ以上とすること。ただし、やむを得ず車道上に設ける場合は 4.7ｍ以上とすること。 ２　跨道構台の柱は、歩道上の車道寄りに、歩車道境界線から0.25ｍの 　間隔をおいて設けること。また、柱以外の部分と路面との距離は３ｍ 　以上とすること。ただし、方杖の下端と路面との距離は 2.5ｍ以上と 　することができる。 ３　看板を添加しないこと。ただし、法令の定め等により掲出する表示 　及び施行主、請負業者名等の表示はこの限りではない。 ４  　設、跨道構台等の下には、必要に応じて照明施設を設けること。 |
|  占用期間 |  　　必要最小限の期間に限る。 |

３－10－⑴－１

（２）　工事用詰所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  　　法敷に設けること。 |  |
|  占用の態様 |  １　看板を添加しないこと。 ２　詰所の出入口は、民有地側に設けること。 |
|  占用期間 |  　　必要最小限の期間に限る。 |

　　３－10－⑵－１

11　令第７条第５号に掲げる物件

（１）　材料（土石、材木、瓦その他の工事用材料）置場

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　法敷に設けること。 ２　消火栓、水道制水弁、ガス開閉栓、各種人孔等の使用に支障となら 　ない場所であること。 |  |
|  占用の態様 |  １　材料置場の大きさは、必要最小限とすること。 ２　材料の散乱等を防止する措置を講ずること。 |
|  占用期間 |  　　必要最小限の期間に限る。 |

　　３－11－⑴－１

12　令第７条第６号に掲げる施設

（１）　仮設店舗、仮設建築物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ 仮設店舗、仮設建築物を設けることができる道路の幅員は、道路の 　一側に設ける場合においては12ｍ以上、道路の両側に設ける場合にお 　いては24ｍ以上であること。 ２　 　と。ただし、当該道路の構造又は当該道路の周辺の状況上やむを得な 　いと認められる場合においては、当該道路の交通に著しい支障を及ぼ 　 　る。 |  |
|  占用の態様 |  １　仮設店舗、仮設建築物を設けることによって通行することができな 　くなる路面の部分の幅員は、道路の１側につき４ｍ以下とすること。 ２　原則として連続建てとすること。 ３　出入口は、原則として歩道上に設けること。 ４　特定仮設店舗等の周辺に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道 　路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することがないよう措置 　すること。 ５　看板を添加しないこと。ただし、占用者の氏名、店名、事業内容又 　は取扱商品の種別を表示するものはこの限りではない。 |
|  占用期間 |  　　耐火建築物の工事期間中。ただし、長期にわたるものは、５年毎に 　更新すること。 |
|  　その他 |  １　都市計画決定された防火地域内において既存建築物を除去して建築 　物の耐火構造化を促進するために必要な場合にのみ許可することがで 　きる。 ２　同一街区にあっては、同一時期に、かつ、集団的に行うこと。 |

３－12－⑴－１

13 政令第７条第７号に掲げる施設

（１）　仮設建築物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １　仮設建築物を設けることができる道路の幅員は、道路の一側に設け 　る場合においては12ｍ以上、道路の両側に設ける場合においては24ｍ 　以上であること。 ２　 　と。ただし、当該道路の構造又は当該道路の周辺の状況上やむを得な 　いと認められる場合においては、当該道路の交通に著しい支障を及ぼ 　 　る。 |  |
|  占用の態様 |  １　仮設建築物を設けることによって通行することができなくなる路面 　の部分の幅員は、道路の１側につき４ｍ以下とすること。 ２　原則として連続建てとすること。 ３　出入口は、原則として歩道上に設けること。 ４　仮設建築物の周辺に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道路交 　通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することがないよう措置する 　こと。 |
|  占用期間 |  　　都市再開発事業の工事期間中。ただし、長期にわたるものは、５年 　毎に更新すること。 |
|  　その他 |  １　都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施 　行上必要な場合にのみ許可することができる。 ２　同一街区にあっては、同一時期に、かつ、集団的に行うこと。 |

 ３－13－⑴－１

14　政令第７条第８号に掲げる物件

（１）　食事施設等

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の場所及び態様 | 「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利第20号）によること。 |
| 占用期間 | ５年 |
| その他 | 建築基準法、大阪府屋外広告物条例その他の法令等を遵守すること。特に建築基準法第44条（道路内の建築制限）の規定に留意すること。 |

建築基準法　（昭和25年５月24日法律第201号）

（道路内の建築制限）

第44条　建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一　地盤面下に設ける建築物

二　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

三　地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

四　公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

２　特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

３－14－⑴－１

15 政令第７条第９号に掲げる施設

（１）　トンネルの上に設ける物件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 |  １ トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。 ２　トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。 |  |
|  占用期間 |  １　次の占用物件は１０年とする。 　⑴　電柱、電話柱及び公衆電話所 　⑵ 道路法第32条第１項第２号に掲げる物件の内、同法第36条に規定 　　するもの 　⑶　道路法第32条第１項第３号に掲げる施設 ２　その他の占用物件は５年とする。 |

３－15－⑴－１

（２）　高架の道路の路面下に設ける施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 | 　　高架道路の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 2.0m 　以上下がっているときは、当該2.0m下がった線）を越えないこと。 |  |
|  占用の態様 |  １　占用物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行 　する車道幅員 5.5ｍ以上の道路に接する場合には、歩道（幅員 2.0ｍ 　以上とする。）を設けること。 ２　構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。 ３　天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設けること。この 　場合においては、あらかじめ所轄消防署長と十分打ち合わせておくこ 　と。 ４　天井は、原則として高架道路の桁下から1.5m以上空けること。 ５　壁体は、原則として高架道路の構造を直接利用しないこと。６　壁体は、原則として橋脚から1.5m以上空けること。 ７　緊急の場合に備え、市街地にあっては最低約30ｍごと、その他の地 　域にあっては約50ｍごとに横断場所を確保しておくこと。 ８　高架道路の分離帯からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずる 　おそれのある場合においては、占用者において安全確保のため必要な 　措置を講ずること。 ９　占用物件を利用する車両等の衝突により、高架道路の橋脚等に損傷　　が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置するこ　　と。10　占用物件の意匠等は、都市美観を十分配慮して定めるものとする。 |
|  占用期間 |  　　５年 |
|  　その他 |  １　国、地方公共団体等が占用する場合や一時占用の場合を除いて、原則公募により占用者を決定すること。ただし、以下の場合はこの限りではない。(1)公募を行うことが事実上不可能な場合で、高架下の空間と通行帯を挟まない隣接土地所有者等から土地を有効活用したい旨の申し出があった場合。(2)大阪府の施策推進のため、府との連携事業を行う事業者が占用する場合。(3)公共交通事業者が公共の用に供する自転車等駐車場として占用する場合。 ２　以下に掲げる占用物件に係る高架下の占用は、許可しないこと。 　⑴　事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの。 　⑵　風俗営業用施設その他これらに類するもの。 　⑶　住宅（併用住宅を含む。）３　占用者は、点検、清掃、除草等、原則として道路管理者と同等の日常的な維持管理を行うことができる管理能力を有するものとする。４　申請に際しては、保安のための巡回、消火設備の整備点検、災害発 　 と。 ５　橋脚、梁等の道路付属物の周囲には防護柵等を設置させ、使用させないこと。 |

３－15－⑵－１

16　政令第７条第11号に掲げる物件

（１）応急仮設住宅

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の場所 | １　地上に設ける場合においては、次のいずれかに該当する位置であること。　(1)　法面(2)　側溝上の部分(3)　路端に近接する部分（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）(4)　応急仮設住宅の道路の上空に設けられる部分（法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が４．５メートル（歩道上にあっては、２．５メートル）以上であること。(5)　道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおすれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。２　地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。(1)　路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。(2)　保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。(3)　道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該応急仮設住宅の頂部が地面に接近していること。３　トンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。４　高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。５　特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。　 |
| 占用の期間 | ２年 |
| その他 | １　応急仮設住宅の占用主体は、国、地方公共団体又は日本赤十字社（以下「地方公共団体等」という。）であること。　２　応急仮設住宅は、建築基準法第８５条第１項に規定する特定行政庁が指定する区域内に地方公共団体等が災害救助のために建築するものであること。　３　非常災害時における道路の通行機能、輸送機能等の妨げとならないようにするとともに、災害復旧等の道路事業の妨げとならないこと。４　道路予定区域に占用する場合には、応急仮設住宅の占用期間内に道路事業に係る着手予定がないなど、将来の道路事業に支障のない場所であること。５　応急仮設住宅に居住する被災者の通行、車両の乗り入れ等が安全に行われること。 |

３－16－⑴－１

17　政令第７条第12号に掲げる物件

（１）自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  占用の場所 | １自転車駐車器具の占用の場所(1)　車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。以下同じ。）に設けること。(2)　歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。ア　自転車道については、道路構造令第10条第３項（自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一．五メートルまで縮小することができる。）に規定する幅員であること。イ　自転車歩行者道については、道路構造令第10条の２第２項に規定する　幅員であること。ウ　歩道については、道路構造令第11条第３項に規定する幅員であること(3)　原則として交差点等の地上に設けないこと。(4)　道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。(5)　特定連結路附属地に設ける場合にあっては、一般工作物等の占用の場所の基準を準用すること。(6)　近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。２原動機付自転車等駐車器具の占用の場所1. 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。）内の車道に近接する部分であること。
2. １(2)から(6)までは、原動機付自転車等駐車器具に適用する。
 |  |
| 占用の態様 | １　自転車等駐車器具は固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとすること。２　構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること。３　車輪止め装置（通称ラック）は、安全や視距を確保する観点から、平面式とすること。４　歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分すること。この場合においては、自転車等が駐車されることとなる道路の部分の外周のうち、歩行者等の進行方向と交差する部分がある場合には、柵等を設けること。５　必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講じること。６　自転車等の駐車等に際し、歩行者や自動車等と接触することがないよう、必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと。３－17－⑴－１ |
|  | ７　駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定められた道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。８　原動機付自転車等駐車器具を設ける場合においては、柵等を設けることなどにより、原動機付自転車等が原則として車道側から進入するものとすること。９　上屋を設ける場合においては、当該上屋の構造等について、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」に掲げる基準を準用するものとする。10　その他「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針」（平成18年11月15日付け国道交安第２８号）によること。 |
| 占用の期間 | ５年 |
| その他 | １　自転車等駐車器具の占用は下記のいずれにも該当するものであること。(1)放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するものであること。(2)自転車等駐車器具は、逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから、一般公共の用に供するものであること。２　占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者に限る。３　自転車等駐車器具の道路占用の許可に際し、建築基準法第６条、消防法第７条又は道路交通法第７７条の許可等が必要な場合には、これらの関係機関とも事前に協議等を行うなど十分な連絡調整を図ること。４　令第７条第８号物件である車輪止め装置、柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等を自転車等駐車器具として一括して許可をすることができること。５　特定の利用者による自転車等の通常の保管場所として、利用されることにならないようにすること。６　関係地方公共団体、沿道住民、沿道店舗、道路利用者等の理解を十分に得るなど、地域の合意形成の確保に努めること。７　申請に際しては、以下の書類を添付すること。(1)　市町村の意見書(2)　管理規程 |
|  |

３－17－⑴－１